(2)　国及び地方公共団体は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項についての調査研究及び検証並びにその成果の活用のために必要な施策を講ずるものとすることとした。

(3)　国は、共生社会の実現に資する研究等の基盤を構築するため、官民の連携を図るとともに、全国的な規模の追跡調査の実施の推進、治験の迅速かつ容易な実施のための環境の整備、当該研究等への認知症の人及び家族等の参加の促進、当該研究等の成果の実用化のための環境の整備、当該研究等に係る情報の蓄積、管理及び活用のための基盤の整備その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。

(六)　認知症の予防等（第二一条関係）

(1)　国及び地方公共団体は、希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。

(2)　国及び地方公共団体は、認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するため、地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。

(九)　認知症施策の策定に必要な調査の実施

国は、認知症施策を適正に策定し、実施し、及び評価するため、必要な調査の実施及び当該調査に必要な体制の整備を図るものとすることとした。（第二二条関係）

(一〇)　多様な主体の連携

国は、国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者等の多様な主体が相互に連携して認知症施策に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとすることとした。（第二三条関係）

(一一)　地方公共団体に対する支援

国は、地方公共団体が実施する認知症施策を支援するため、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとすることとした。（第二四条関係）

(一二)　国際協力

国は、認知症施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるものとすることとした。（第二五条関係）

4　認知症施策推進本部

(一)　設置

認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、認知症施策推進本部（以下「本部」という。）を置くこととした。（第二六条関係）

(二)　所掌事務（第二七条関係）

(1)　本部は、次に掲げる事務をつかさどることとした。

イ　基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

ロ　関係行政機関が基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。

ハ　イ及びロのほか、認知症施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(2)　本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、認知症施策推進関係者会議の意見を聴かなければならないこととした。

イ　基本計画の案を作成しようとするとき。

ロ　(1)ロの評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。

(3)　(2)（イに係る部分に限る。）は、基本計画の変更の案の作成について準用することとした。

(三)　組織等（第二八条～第三一条関係）

(1)　本部は、認知症施策推進本部長、認知症施策推進副本部長及び認知症施策推進本部員をもって組織することとした。

(2)　本部の長は、認知症施策推進本部長（(4)において「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てることとした。

(3)　認知症施策推進副本部長（(4)において「副本部長」という。）は、内閣官房長官、健康・医療戦略担当大臣及び厚生労働大臣をもって充てることとした。

(4)　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てることとした。

(四)　資料の提出その他の協力（第三二条関係）

(1)　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとした。

(2)　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、(1)の者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができることとした。

(五)　認知症施策推進関係者会議（第三三条及び第三四条関係）

(1)　本部に、(二)(2)(二)(3)において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、認知症施策推進関係者会議（(五)において「関係者会議」という。）を置くこととした。

(2)　関係者会議は、委員二〇人以内で組織することとした。

(3)　関係者会議の委員は、認知症の人及び家族等、認知症の人の保健、医療又は福祉の業務に従事する者その他関係者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。

(4)　関係者会議の委員は、非常勤とすることとした。

(六)　その他（第三五条～第三七条関係）

(1)　本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理することとした。

(2)　本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とすることとした。

(3)　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定めることとした。

5　施行期日等

(一)　検討（附則第二項及び第三項関係）

(1)　本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることとした。

(2)　(1)のほか、国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇八号）（財務省）

1　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次のとおり定めることとした。

(一)　特定多国籍企業グループ等の範囲等

特定多国籍企業グループ等の範囲、所在地国の判定方法、除外会社等の範囲等の細目を定める。（第一五五条の四～第一五五条の一五関係）

(二)　個別計算所得等の金額の計算等

当期純損益金額の細目を定めるとともに、個別計算所得等の金額について、各対象会計年度に係る当期純損益金額に加算調整額を加算した金額から減算調整額を減算した金額とする等、個別計算所得等の金額の計算の細目を定める。（第一五五条の一六～第一五五条の三三関係）

(三)　調整後対象租税額の計算等

対象租税の範囲の細目を定めるとともに、調整後対象租税額について、当期対象租税額、法人税等調整額に一定の調整を加えた金額及び個別財務諸表（純資産の項目又はその他の包括利益の項目に限る。）に記載された一定の対象租税の額の合計額とする等、調整後対象租税額の計算の細目を定める。（第一五五条の三四及び第一五五条の三五関係）